「旧遺族共済年金」という。）が支給される場合」と、同表第三号ハ中「該当する場合」とあるのは「該当する場合及び同一の事由により旧障害共済年金が支給される場合」と、同表第四号ハ中「該当する場合」とあるのは「該当する場合及び同一の事由により旧遺族共済年金が支給される場合」とする。

3　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）第八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。以下「平成二十四年改正前国共済法」という。）第八十二条第二項に規定する公務等による旧職域加算障害給付又は同令第八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前国共済法第八十九条第三項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付に係るものに限る。）又は平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。以下「平成二十四年改正前地共済法」という。）第八十七条第二項に規定する公務等による旧職域加算障害給付又は同令第七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前地共済法第九十九条の二第三項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付に係るものに限る。）の受給権者が、同一の事由により平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の規定による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金又は平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項若しくは第六十五条第一項の規定による障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、改正後の規則一六―〇第四十一条第一項から第三項までの規定は、適用しない。

4　前二項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、人事院が定める。

人事院は、国家公務員災害補償法に基づき、人事院規則一六―二（在外公館に勤務する職員、船員である職員等に係る災害補償の特例）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年十月一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一六―二―一五

人事院規則一六―二（在外公館に勤務する職員、船員である職員等に係る災害補償の特例）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一六―二（在外公館に勤務する職員、船員である職員等に係る災害補償の特例）の一部を次のように改正する。

第六条の三中「第二十六条」の下に「及び第四十一条第一項」を加え、「同条中」を「同規則第二十六条中」に改め、「金額」の下に「と、同項中「補償法第二十条の二」とあるのは「規則一六―二第六条の二第一項」」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第三百五十二号

住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）第二条第一項、第三条、第五条、第五条の二第一項、第七条、第十二条から第二十条の三まで及び第四十二条の規定に基づき、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成十四年総務省告示第三百三十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十月一日

総務大臣　山本　早苗

第一の一中「指定情報処理機関サーバ」を「機構サーバ」に、「第三〇条の五第一項」を「第三〇条の六第一項」に、「委任都道府県知事（法第三〇条の一〇第三項に規定する委任都道府県知事をいう。以下同じ。）」を「都道府県知事」に、「指定情報処理機関（法第三〇条の一〇第一項に規定する指定情報処理機関をいう。以下同じ。）」を「地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）」に改め、「並びに」の下に「市町村長、」を加え、「指定情報処理機関が」を「機構が」に、「第三〇条の八第三項」を「第三〇条の一五第三項」に、「法第三〇条の一一第九項」を「第四項」に改める。

第一の二中「並びに」を「、行い、」の下に、並びに機構に個人番号とすべき番号の生成（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二五年法律第二七号。以下「番号利用法」という。）第八条第一項の規定による個人番号とすべき番号の生成をいう。以下同じ。）のために必要な情報を通知し、及び機構から個人番号とすべき番号の通知（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二六年政令第一五五号。以下「番号利用法施行令」という。）第九条の規定による通知をいう。以下同じ。）を受け」を加える。

第一の三中「委任都道府県知事にあっては、指定情報処理機関」を「機構」に改める。

第一の四の見出しを「機構サーバ」に改め、第一の四中「委任都道府県知事」を「都道府県知事」に、「行う」を「行い、並びに市町村長から個人番号とすべき番号の生成のために必要な情報を受け、及び市町村長に個人番号とすべき番号を通知する」に、「指定情報処理機関」を「機構」に改める。

第一の五中「都道府県知事若しくは指定情報処理機関が」を「機構が」に、「同法」を「公的個人認証法」に、「指定情報処理機関の」を「機構の」に改める。

第二の一の2及び3、第二の3の2イ並びに第二の五中「指定情報処理機関」を「機構」に改める。

第三の3の1中「指定情報処理機関サーバを」を「機構サーバを」に、「本人確認情報」を「機構保存本人確認情報（法第三〇条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）」に、「都道府県サーバ若しくは指定情報処理機関サーバ」を「機構サーバ」に改め、第三の3の2及び3中「指定情報処理機関サーバ」を「機構サーバ」に改める。